

事務連絡
令和4年9月6日

北海道開発局	地域事業管理官 殿
	河川技術対策官 殿
各地方整備局	地域河川課長 殿
	河川工事課長 殿
沖縄総合事務局	低潮線保全官 殿
	建設工務室長 殿

水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室 企画専門官
治 水 課 課長補佐

河道掘削に伴う建設発生土の取扱いについて（注意喚起）

河川事業における河道掘削にて発生する建設発生土については、建設副産物の再生利用の促進等を図ることを目的として「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」（平成18年6月12日国官技第47号）や「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号等）等に基づき、公共工事土量調査のデータ等を活用した工事間利用調整等を通じて、有効利用を図る取組みを進めているところである。

しかしながら、今般、会計実地検査において、河道掘削に伴う建設発生土について、他の建設工事現場での活用を十分に検討しないまま、有償で残土処分場等に処分していたため経済的な処分が行われていない事例が地方整備局や都道府県等で確認された。

また、河道掘削時に生じる伐採樹木の根株等の廃棄物については、「土木工事数量算出要領（案）」により、掘削土と分けて別途数量を算出することとしている。

しかしながら、今般、根株等の廃棄物を控除することなく建設発生土の掘削土量に含めて算定していたことにより、建設発生土の処分費等が過大に算定された事例が確認された。

については、上記基準等を改めて確認するとともに、上記の事態を踏まえて、公共工事土量調査のデータの活用などを通じて、建設発生土の工事間利用等の調整等を行い、建設発生土の処分費等の低減が見込まれる場合には、建設発生土の工事間利用等の有効利用により、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、また、根株等の数量を控除し建設発生土の掘削土量の算定を行うよう河道掘削に伴う建設発生土の取扱いに関し、適切な対応を徹底されたい。

なお、本件については、管内の都道府県及び政令市の関係事業部局に対しても参考送付するとともに、都道府県から管内市町村に対しても同様に周知されるよう依頼されたい。